



平成29年4月1日から名取市消防団に関する条例が改正され
入団できる方の範囲が広がりました。

改正箇所

旧 ー 本市に居住する

新 ー 本市に居住し、勤務し、又は通学する

市外居住の方でも本市に勤務、通学する18歳以上の方は入団できるようになりましたので

消防団に興味のある方、防災知識を身につけたい方はぜひご連絡ください！